

第2章 防災組織

第1節 組織

石災法により防災関係機関等が設置することとされ、又は設置するよう努めることとされている防災に関する組織等は次のとおりである。

1 防災本部

特別防災区域に係る防災に関する事務を行うため、石災法第27条に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置する。

(1) 組織

ア 防災本部

(ア) 本部長

本部長は、知事とする。

(イ) 本部長職務代理者

本部長に事故があるときは、青森県副知事がその職務を代理する。

(ウ) 本部員

本部員は、図2-1のとおりである。

イ 幹事会

本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命した幹事により構成する。

(2) 所掌事務

防災本部は、平時及び災害発生時それぞれの状況に応じて次の業務を行う。

ア 平時の業務

(ア) 防災計画の作成、修正及び実施の推進に関すること

(イ) 防災に係る調査研究に関すること

(ウ) 予防業務又は応急対応業務に関する情報など、防災情報の収集及び伝達に関すること

(エ) その他、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること

イ 災害発生時の業務

(ア) 防災関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る調整に関すること

(イ) 現地防災本部に対して行う災害応急対策の実施等の必要な指示に関すること

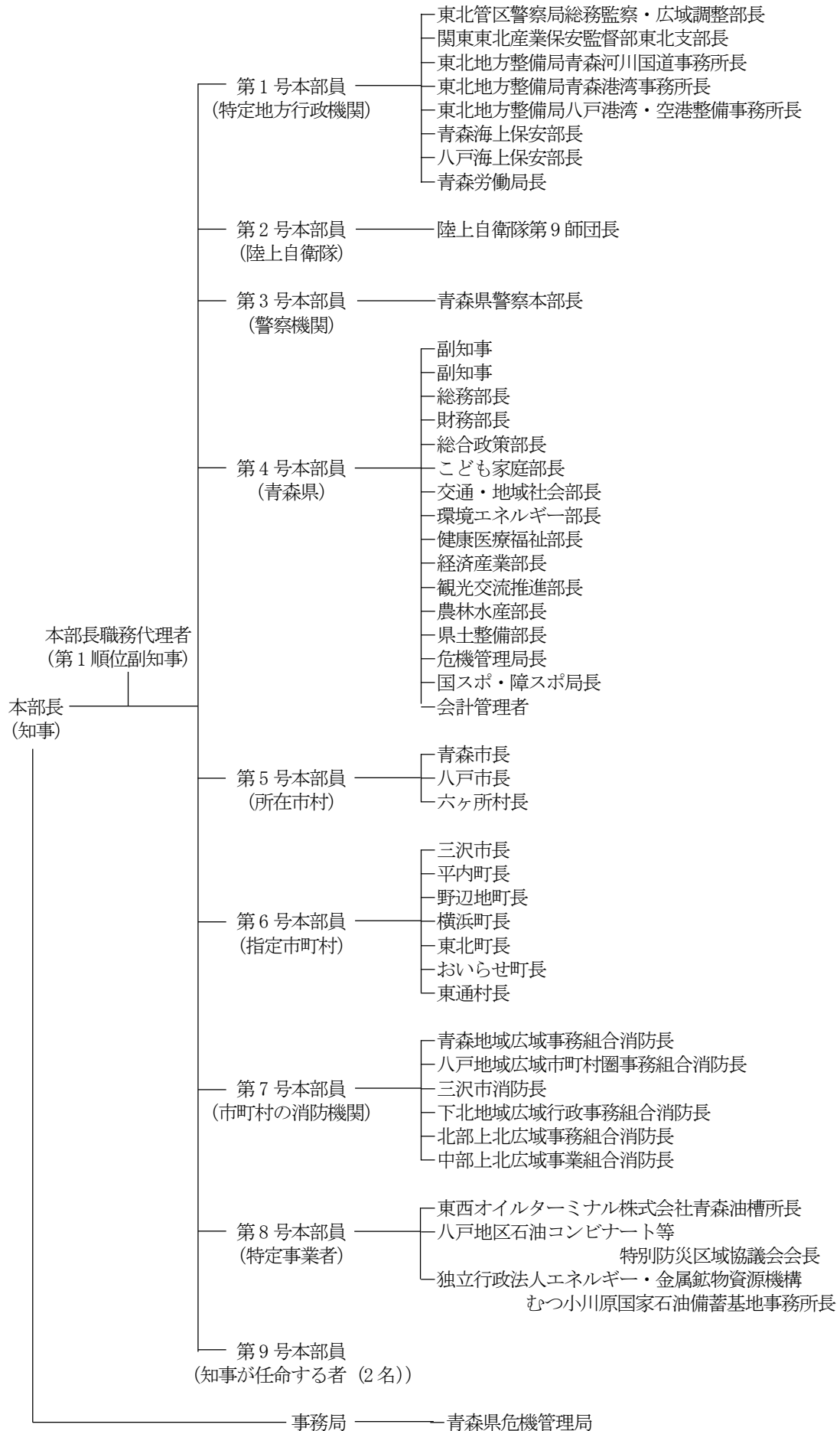
(ウ) 国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他都道府県との連絡調整に関すること

(エ) 災害情報等の収集、伝達、取りまとめ及び公表に関すること

(オ) 県内の消防相互応援に関すること

- (カ) 緊急消防援助隊の応援要請に関する事
 - (キ) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
 - (ク) 報道機関の対応に関する事
 - (ケ) 災害広報に関する事
 - (コ) 防災資機材の調達に関する事
 - (サ) 消防庁等から派遣される職員の受入に関する事
 - (シ) 特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関する事
 - (ス) その他防災活動に必要な措置に関する事
- (3) 事務局
- 防災本部の事務を処理するため、県危機管理局に事務局を設置する。
- 事務局長は防災危機管理課長、事務局長代理者は消防保安課長とし、事務局員は、防災危機管理課員及び消防保安課員をもって充てる。

図 2-1 防災本部



2 現地防災本部

本部長は、特別防災区域内で発生した災害が拡大し、非常体制（第5章第2節災害発生時の体制）に移行した場合又は発災事業所の所在する市村の長からの要請があり、必要があると認めた場合は、石災法第29条の規定に基づき石油コンビナート等現地防災本部を設置する。

なお、現地防災本部の設置に関する詳細な事項については、第5章第3節に定める。

(1) 組織

ア 現地防災本部長

発災事業所の所在する市村の長とする。

なお、所在する市村の長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した代理者がその職務を代行する。

イ 現地防災本部員

本部員のうち、本部長が指名した本部員又は本部長が指名した本部員から権限の委任を受けた者とする。

(2) 所掌事務

ア 災害鎮圧及び被害の拡大防止活動に関すること

イ 避難対策、警戒区域の設定に関すること

ウ 災害に関する情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関等への伝達に関すること

エ 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること

オ 地区内の防災資機材の稼働状況の把握及び調達に関すること

カ 消防庁等から派遣される職員の受入に関すること

キ その他本部長が指示する事項に関すること

(3) 事務局

発災事業所の所在する市村石油コンビナート業務担当課に設置する。

事務局長は当該業務担当課長とし、事務局員は、当該業務担当課員及び関係課員をもって充てる。

3 自衛防災組織

特定事業者は、石災法第16条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため、自衛防災組織を設置する。

また、特定事業者は、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」（平成26年2月消防庁特殊災害室）を踏まえ、自衛防災組織に関する防災規定を定め、各地区の実情に応じて防災要員を配置し、防災活動の体制を整備する。

なお、自衛防災組織が実施する防災活動は以下のとおりである。

(1) 異常事態発生について、迅速かつ確実に消防署に通報する

- (2) 従業員に対し、異常事態の発生及び従業員のとるべき措置について周知する
- (3) 的確な判断のもとに、操業の中止等の措置を講ずる
- (4) 全組織をあげて初期防御活動を実施する
- (5) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する
- (6) 防災関係機関等の受入れ体制を整備する
- (7) 防災関係機関等の災害現場への到着後は、その協力を得て、総力をあげて防御措置を講ずる

4 共同防災組織

特定事業者は、石災法第 19 条の規定に基づき、特別防災区域の実態に応じて、同じ特別防災区域に所在する他の特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部と共同して、特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

共同防災組織は、防災要員及び資機材を配置し、災害発生時、発災事業所の自衛防災組織と共同で防災活動を実施する。

5 広域共同防災組織

直径 34 メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを所有する特定事業者は、石災法第 19 条の 2 の規定に基づき、共同して広域共同防災組織を設置することができる。

広域共同防災組織は、自衛防災組織が行う業務のうち、大容量泡放射システム及び大容量泡放射システム資機材の整備等を行い、災害発生時には防災活動を実施する。

6 石油コンビナート等特別防災区域協議会

特定事業者は、石災法第 22 条の規定に基づき、特別防災区域の防災を区域全体の問題として共同で検討し、協議するため、石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置に努める。

石油コンビナート等特別防災区域協議会は、特別防災区域の災害発生又は拡大防止に係る自主基準の作成や、技術研究、教育訓練を共同で実施する。

第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱について、次のとおり定める。

1 関係特定地方行政機関

(1) 東北管区警察局

- ア 災害状況の把握と報告連絡等に関すること
- イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること
- ウ 関係職員の派遣に関すること

- エ 防災関係機関との連絡調整に関する事
- (2) 関東東北産業保安監督部東北支部
 - ア 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関する事
 - イ 特定事業所に対する立入検査に関する事
 - ウ 高圧ガス施設の保安管理の監督、助言及び事故発生時の調査に関する事
 - エ 電気施設等の保安に関する監督、点検、指示及び助言に関する事
- (3) 東北地方整備局青森河川国道事務所
 - ア 青森河川国道事務所が管理する国道の保全に関する事
 - イ 青森河川国道事務所が管理する国道にかかる災害情報の収集及び応急対策に関する事
 - ウ 青森河川国道事務所が管理する河川の維持管理に関する事
 - エ 青森河川国道事務所が管理する河川にかかる災害情報の収集及び応急対策に関する事
- (4) 東北地方整備局青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所
 - ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事
 - イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策に関する事
- (5) 青森海上保安部、八戸海上保安部
 - ア 海上における油火災、船舶火災及び油流出事故等海上災害防止措置の実施及び指導に関する事
 - イ 航行船舶及び停泊船舶の安全対策の実施及び指導に関する事
 - ウ 災害情報の収集に関する事
 - エ 海上災害に関する教育訓練及び啓蒙に関する事
 - オ 災害周辺海域における警戒、警備に関する事
 - カ 海上交通規制及び海上交通の秩序維持に関する事
 - キ 防災資機材の整備及び搬送に関する事
 - ク 避難の指示又は勧告に関する事
 - ケ 海上災害に係る救出患者の緊急搬送に関する事
 - コ 海上災害に係る自衛隊の災害派遣要請に関する事
- (6) 青森労働局
 - 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく監督指導の実施に関する事

2 自衛隊

- ア 災害情報の収集伝達に関する事
- イ 避難の援助に関する事
- ウ 遭難者等の捜索救助に関する事
- エ 災害の防御活動に関する事

- オ 人員及び物資の輸送に関する事
- カ 危険物の保安措置及び除去に関する事

3 県警察

- ア 災害情報等の収集・伝達及び被害状況、災害原因等の調査に関する事
- イ 避難等の指示及び避難誘導のための広報に関する事
- ウ 被災者の救出及び救護に関する事
- エ 警戒区域の設定、交通規制及び緊急交通路の確保に関する事
- オ その他、青森県警察の所掌する業務に関する事

4 県

(1) 危機管理局

- ア 防災本部に関する措置に関する事
- イ 防災本部事務局の設置に関する事
- ウ 災害情報の収集伝達に関する事
- エ 防災資機材の整備に関する事
- オ 防災関係機関等との連絡調整に関する事
- カ 特定事業所への立入検査等に関する事
- キ 高圧ガスの保安管理に係る指導監督に関する事
- ク 高圧ガスの保安教育訓練の指導に関する事
- ケ 高圧ガスの防災設備及び資機材の整備指導に関する事
- コ 消防機関に対する指導助言に関する事
- サ 石油コンビナート等特別防災区域協議会及び共同防災組織の設置指導に関する事
- シ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関する事
- ス 応援対策の総合調整に関する事
- セ 緊急消防援助隊の応援要請に関する事
- ソ 自衛隊への災害派遣の要請に関する事
- タ 消防庁長官に対する専門的知識を有する職員の派遣の要請に関する事
- チ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関する事

(2) 総務部

- ア 所在市村に対する職員の応援派遣に係る措置に関する事
- イ 災害広報に関する事

(3) 財務部

- 災害応急対策費の予算措置に関する事

(4) 環境エネルギー部

- 特別防災区域周辺の環境保全対策に関する事

(5) 健康医療福祉部

- ア 被災者に対する援護対策に関すること
- イ 毒物、劇物の安全対策に関すること
- ウ 特別防災区域周辺の医療保健衛生対策に関すること

(6) 経済産業部

- 被災商工業者対策に関すること

(7) 農林水産部

- 特別防災区域周辺の農林水産対策に関すること

(8) 県土整備部

- ア 県道及び港湾施設等公共土木施設の整備、保全及び応急対策に関すること
- イ 緑地等の整備及び保全に関すること
- ウ 特定事業者の港湾施設に対する技術（構造）指導に関すること
- エ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること

(9) 教育庁

- ア 文教施設の保全に関する措置に関すること
- イ 児童・生徒の安全確保対策に関すること

(10) その他部局・各地域県民局

- 本部長から命ぜられた事項に関すること

5 関係市町村等

(1) 所在市村

（青森市、八戸市、六ヶ所村）

- ア 現地防災本部に関すること
- イ 現地防災本部事務局の設置に関すること
- ウ 災害情報の収集伝達に関すること
- エ 防災関係機関等との連絡調整に関すること
- オ 所在市村の管理に属する施設の災害復旧に関すること
- カ 緑地等の整備及び保全に関すること
- キ 警戒警備等措置に関すること
- ク 地域住民の避難措置及び安全確保対策に関すること
- ケ 文教施設の保全及び児童生徒の安全確保対策に関すること
- コ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関すること

(2) 所在消防本部

（青森地域広域事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部）

- ア 災害情報の収集伝達に関すること

- イ 防災関係機関等との連絡調整に関する事
 - ウ 特定事業者等が設置する自衛防災組織等の育成指導に関する事
 - エ 立入検査、予防査察等の実施に関する事
 - オ 危険物の保安確保に関する指導監督に関する事
 - カ 消防力の充実強化及び資機材の整備に関する事
 - キ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関する事
 - ク 火災等災害の防御に関する事
 - ケ 県内の消防相互応援に関する事
 - コ 警戒警備等措置に関する事
 - サ 地域住民の避難措置に関する事
 - シ 被災者の救助及び救急搬送に関する事
 - ス その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置に関する事
- (3) 指定市町村等
- (三沢市、平内町、野辺地町、おいらせ町、横浜町、東北町、東通村、
三沢市消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、中部上北広域事業組合消防本部)
- 災害応急対策の応援活動に関する事

6 特定事業者等

- ア 自衛及び共同防災体制の確立に関する事
- イ 自主点検及び保安検査の励行に関する事
- ウ 防災教育の徹底及び訓練の実施に関する事
- エ 防災業務の実施状況の報告に関する事
- オ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事
- カ 安全操業の確保及び労働安全の徹底に関する事
- キ 石油及び高圧ガスの安全輸送に関する事
- ク 異常現象時の通報連絡体制の整備に関する事
- ケ 緊急時の応急措置の徹底に関する事
- コ 火災等災害の防御に関する事
- サ 従業員等の避難措置に関する事
- シ 緑地等の整備及び保全に関する事
- ス その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置に関する事

7 広域共同防災組織

- ア 大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び放水銃等（以下「大容量泡放射システム」という。）の備付けに関する事
- イ 大容量泡放射システムを用いて行う防災活動 に関する事

- ウ 大容量泡放射システムの配備場所から災害現場への輸送及び設置に関すること
- エ 大容量泡放射システムの維持管理に関すること
- オ 大容量泡放射システムの操作等を行う防災要員の教育・訓練に関すること

8 関係指定地方行政機関

(1) 東北経済産業局

災害復旧、産業振興に対する支援措置に関すること

(2) 東北運輸局

緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること

(3) 東京航空局三沢空港事務所

ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための措置に関すること

イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(4) 仙台管区気象台（青森地方気象台）

ア 気象予報・警報等並びに地震情報の発表伝達及び周知に関すること

イ 津波警報等の伝達及び周知に関すること

ウ 防災気象情報の利用の普及並びに伝達組織に関する防災関係機関等との連絡に関する
こと

エ 気象災害の防止に関する必要な調査に関すること

(5) 東北防衛局

ア 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

イ 災害時における所管財産の使用に係る連絡調整に関すること

9 関係指定（地方）公共機関

(1) 東日本旅客鉄道会社（青森支店）

防災資機材の輸送手段の確保に関すること

(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）

ア 「非常通話」、「非常電話」の優先利用に関すること

イ 非常事態の際、公衆電話の一部停止又は利用制限による災害通信の確保に関すること

ウ 通信途絶区間に対し移動無線機配置による応急通信の確保に関すること

エ 災害時における応急、復旧体制及び通信設備の早期復旧に関すること

オ 孤立化防止用通信設備（無線）の設置による災害時における緊急通信の確保に関する
こと。

(3) 日本銀行（青森支店）

ア 現金の緊急輸送に関すること

イ 損傷銀行券の引換に関すること

ウ 金融機関に対する各種金融措置の指導に関すること

- (4) 日本赤十字社（青森県支部）
 - ア 救護班の派遣に関すること
 - イ 義援金品の受託及び配分に関すること
 - ウ 被災世帯に対する見舞金品の支給に関すること
- (5) 日本放送協会（青森放送局）
 - 気象予報・警報、地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
- (6) 日本通運株式会社（青森支店）、福山通運株式会社（北東北福山通運青森支店）、佐川急便株式会社（北東北支店青森営業所）、ヤマト運輸株式会社（東北支社青森主管支店）、西濃運輸株式会社（青森支店）
 - 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
- (7) 東北電力株式会社（青森支店）
 - ア 災害時における電力供給の確保に関すること
 - イ 電力施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること
- (8) 公益社団法人青森県医師会
 - 災害時における医療救護に関すること
- (9) 八戸ガス株式会社
 - 災害時におけるガス施設の防護及びガス供給の停止又は使用の禁止並びに被災施設の復旧業務に関すること
- (10) 公益社団法人青森県トラック協会
 - 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること
- (11) 青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森
 - 気象予報・警報、地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること